

保 護 者 会 会 則

松戸市立八ヶ崎第二小学校 保護者会

第 1 章 < 総 則 >

第1条（名称）

本会は、松戸市立八ヶ崎第二小学校保護者会と称し、本部を松戸市立八ヶ崎第二小学校内におきます。

第2条（目的）

本会は、家庭と学校と社会における児童の健全な生活と成長を援助することを目的とします。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

1. 学校教育活動の円滑な運営のための援助
2. 地域における児童の安全確保をはかる
3. 会員相互の教養を高め、親睦と交流をはかる
4. その他必要と認められた活動

但し、特定の政党の支持や宗教活動並びに営利を目的とした活動はしません。

第4条（会員）

本会は、松戸市立八ヶ崎第二小学校に在籍する児童の父母、またはこれにかかわる保護者を会員とします。

第 2 章 < 役員および委員 >

第5条（役員）

本会には次の役員をおきます。

- | | |
|------------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 2名 |
| 3. 書 記 | 2名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 会 計 監 査 | 2名 |

第6条（役員の任期）

1. 役員の任期は1ヶ年とします。但し、再任を妨げません。
2. 欠員による補充は、その残任期間とします。

第7条（役員の任務）

1. 会 長 本会を代表し各会の招集、会務を統括します。
2. 副 会 長 会長を補佐し会長事故あるときは会長職を代行します。
3. 書 記 庶務、会議議事録及び各会通知文書を作成保管します。
4. 会 計 会計を担当し金銭出納事務を主務として行います。
5. 会 計 監 査 会計が正しく運用されているか否かを監査します。

第8条（役員を選出）

1. 第5条に定める役員は、本部役員において選出し、会員に対し
信任確認の文章を配付して承認を得るものとします。
2. 前項の承認は、所定の期日までに異議の申し立てが出ない場合、
またはその数が一定数に満たない場合は承認されたものとみなします。
3. 異議の申し立てがあった場合は、本部役員において内容を確認し、
必要に応じて関係者への聞き取り等を行い、再検討を行います。
4. 役員に欠員が生じた場合は、本部役員において後任者を選出し、
新任確認の文書配付等により、前各項に準じて承認を得るものとします。

第9条（委員）

本会には次の委員をおきます。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 学 級 委 員 | 各学級ごと2名 |
| 2. 地 区 委 員 | 各地区ごと1名 |
| 3. レクリエーション委員 | 各学級ごと2名 |
| 4. 特 別 委 員 | 特別活動の立案と共に適宜選出 |

第10条（委員の任期）

委員の任期は1ヶ年とします。

但し、特別委員はこの限りではありません。

第11条（委員の任務）

1. 学 級 委 員

- ① 各学年ごとに学級委員を選出します。
- ② 必要に応じて、委員の中から代表者を選出することができます。
- ③ ハの子まつりにおけるコーナーの企画・運営を行います。
- ④ その他、学校行事の補助及びボランティア活動を行います。

2. 地 区 委 員

- ① 各地区委員の中から、正副委員長を各1名選出します。
- ② 地域の諸団体との連携を図り、児童の緊急避難及び校外の
安全指導を行います。

③ その他、学校行事の補助及びボランティア活動を行います。

3. レクリエーション 委 員

- ① 本部役員の選出時に、同様の方法・同時期に正副委員長を各1名選出します。
- ② 八の子まつり全体の運営・補助及びコーナーの企画・運営を行います。
- ③ その他、学校行事の補助及びボランティア活動を行います。

4. 特 別 委 員

特別に計画された活動を運営します。

第12条（本部役員経験者の卒業式優先席）※会計監査を除く

1. 卒業式における優先席は、本部役員経験者のこれまでの活動への配慮として設けるものとする。
2. 優先席の対象者は、在学中に本部役員を経験した会員とする。
3. 優先席は、1家庭につき2名までとする。
4. ただし、同一家庭において複数の卒業生がいる場合には、この限りではない。

第 3 章 < 会 議 >

第13条（会議）

本会を運営するため、次の会議をおきます。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 総 会 | 5. 地区委員会 |
| 2. 代表委員会 | 6. レクリエーション委員会 |
| 3. 運営委員会 | 7. 特別委員会 |
| 4. 学級・学年委員会 | |

第14条（総会）

総会は本会の最高議決機関として年1回会長が招集します。

但し、運営委員会が必要と認めるときは、臨時に開催することができます。

第15条（総会の成立・決議）

1. 会員の中から議長を互選して、議長が会議を主宰します。
2. 会議は会員の1/3以上の出席を以て成立し、議決はその過半数を持って決めます。可否同数の場合は議長がこれを決めます。
3. 委任状は出席と認めます。

第16条（総会の議事）

総会は次の事項を審議します。

- ① 前年度の活動報告
- ② 前年度の会計決算報告並びに会計監査報告
- ③ 新年度の役員の承認
- ④ 新年度の活動計画案
- ⑤ 新年度の予算案
- ⑥ その他の事項

第17条（代表委員会）

1. 会計監査を除く役員と全学級委員及び地区、レクリエーション委員会の正副委員長とで構成し、総会に次ぐ議決機関として必要に応じ、会長がこれを招集します。
2. 会議は構成員の過半数を以て成立し、議決はその過半数を以て決めます。
3. 代表委員会は次の事項を審議します。
 - ① 総会に提出する議案
 - ② 運営委員会で必要と認めた議案

第18条（運営委員会）

1. 会計監査を除く役員、学級委員の代表者、地区委員長、レクリエーション委員長を以て構成し、定期的を開催し、必要に応じて、随時会長が招集します。
2. 運営委員会は次の事項を審議します。

活動の企画、立案、運営全般にわたる事項

第 4 章 < 会 計 >

第19条（会費）

本会の経費は会費その他の収入を以てこれにあてます。

毎年5月1日に在籍している世帯を対象とし、会費は一世帯当たり、年会費1,500円を年度初めに一括納入します。

5月2日以降の転入・転出者からの徴収及び返却を行わないものとします。

第20条（会計年度）

会計年度は4月1日より翌年3月31日を以て1期とします。

第 5 章 < 附 則 >

第21条（発効）

本会則は平成元年7月17日を以て発効します。

本会則は平成3年2月19日を以て一部改正します。

本会則は平成5年5月11日を以て一部改正します。

本会則は平成8年3月8日を以て一部改正します。

本会則は平成9年4月24日を以て一部改正します。

本会則は平成18年4月28日を以て一部改正します。

本会則は平成20年4月25日を以て一部改正します。

本会則は平成22年4月23日を以て一部改正します。

本会則は令和7年5月13日を以て、一部改正します。

（会費に関する規定の改正）

本会則は令和8年5月9日を以て、一部改正します。

（役員任期に関する規定の見直し、役員選出方法の変更、委員構成の変更[ベルマーク委員、文化委員、広報委員及び役員選考委員会の廃止]、委員の任務の見直し、レクリエーション委員の新設及び第12条の新設等）

第22条（改廃）

本会則は、総会の議決により改廃することができます。

< 内 規 >

（弔慰及び見舞い）

1. 弔慰金

会員、児童並びに教職員の弔慰に対し次の弔慰金をおくります。

① 会 員	10,000円
② 本校在籍児童	10,000円
③ 本校教職員	10,000円

2. 見舞金

児童並びに教職員の7日以上入院に対し次の見舞金をおくります。

① 本校在籍児童	5,000円
② 本校教職員	5,000円